

平成23年7月吉日



関係各位

阪神高速道路株式会社

31号神戸山手線神戸長田出入口の通行止に伴う危険物の運搬について(お願い)

拝啓

時下ますますご清勝のこととおよろこび申し上げます。

平素より弊社事業に格段のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、周辺街路の復旧工事に伴い、やむを得ず31号神戸山手線神戸長田出入口を平成23年8月22日から通行止めすることとなりました。

つきましては、神戸長田トンネルにおいて危険物積載車両の通行が禁止または制限されていることから、南行で危険物積載車両を運行される際、神戸長田トンネル手前の最終出口は白川南出口になります。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

敬具

此のご案内は、危険物積載車両を運行する機会のある事業者団体様あて事前にご相談のうえ、お送りさせていただいております。また、同内容のお願いを本線上の横断幕、チラシ等においてもご案内させていただいております。

本件に関する連絡先: 阪神高速道路会社 神戸管理部交通課 (078-331-9801)

神戸長田出入口通行止の期間



神戸山手線

**危険物積載車両は阪神高速31号
神戸山手線湊川JCT～白川南間は
通行できません！**

実施期間

神戸長田入口 平成23年8月22日 ～ 平成24年10月末
神戸長田出口 平成23年8月22日 ～ 平成25年 2月末

通行できない区間



通行止のため
利用不可

今回、神戸長田出入口通行止のため、
危険物積載車両が**通行できない区間**

従来より、道路法等に基づき、危険物積載
車両の通行を禁止又は制限している区間

※ 阪神高速31号神戸山手線 神戸長田トンネル(神戸長田～湊川JCT間)は、道路法等の規定に基づき、危険物(裏面参照)を積載する車両の通行が禁止又は制限されています。違反した場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されますので、ご注意ください。

お問い合わせ

- ・ 阪神高速道路株式会社 神戸管理部 交通課
078-331-9801 (受付/平日9:30～17:30)
- ・ 阪神高速お客さまセンター
06-6576-1484 (受付/平日8:30～19:00、土日祝・年末9:00～18:00)

その他詳細は

- ・ 阪神高速ホームページ <http://www.hanshin-exp.co.jp/>

別表第1(通行禁止品目)

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

項目	表 示 品 名	
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 烟火(がん具烟火を除く。)
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの	

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

項目	表 示 品 名	
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン	
劇物	クロロピクリン	
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素(四酸化二窒素) その他これと同程度以上の毒性を有するもの	

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

項目	表 示 品 名	
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの	

別表第2(通行制限品目)

1 火薬類及びがん具烟火

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	その他
火薬類	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬	同上	5キログラム以下	同上
	工業雷管 電気雷管 信号雷管 漆火管付き雷管 銃用雷管	同上	100個以下	同上
	薬包 空包	同上	25個以下 10,000個以下 1,000個以下	同上
	導線 制御発破用コード 導火線	同上	100メートル以下 20メートル以下 2,000メートル以下 100個以下	同上
	信号えん管 信号火せん その他火薬類取締法に規定する火工品	同上	その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下	同上
	がん具烟火	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上

2 高圧ガス

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件		
			積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロロメチル) 塩素 臭化メチル (フロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下 液化ガスの場合は、600キログラム以下	120リットル未満	1 高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。 2 記1の表に示すトンネルのうち、飛脚トンネル、袴腰トンネル、名東トンネル、守山トンネル、山手トンネル、神戸長田トンネルを除き、水素を燃料とする車両で燃料の容器に水素が充てんされたものを運搬する場合には、左記の要件は適用除外とする。ただし、運搬される車両が、道路運送車両法に基づく車両の保安基準又はそれと同等の基準を満たしており、かつ、燃料の容器が高圧ガス保安法に基づく圧縮水素自動車燃料装置用容器等例示基準又はそれと同等の基準を満たしている場合に限る。
	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス	同上	圧縮ガスの場合は、ガス容積90立方メートル以下	圧縮ガスの場合は、120リットル未満	同上
	同上	同上	液化ガスの場合は、18,000リットル以下	液化ガスの場合は、18,000リットル以下	同上

注 圧縮ガスのガス容積は、温度等度、ゲージ圧力等キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	その他
毒物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤(紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。)で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	アンモニアを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 劇物ホルマリン(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの(次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤	同上	同上	同上

4 消防法別表第1に掲げるもの

項目	表 示 品 名	性状等	車両の種類	要 件	
				積載数量	その他
第一類・可燃性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化化合物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 酸化 過マンガン酸塩類 性重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるものいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	硫化りん 赤りん 硫黄 鉄粉 金属粉 マグネシウム 前記に掲げるものいずれかを含有するもの 引火性固体	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	同上	100キログラム未満 500キログラム未満 第一種可燃性固体 100キログラム未満 第二種可燃性固体 500キログラム未満 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム 黄りん アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。) 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化合物 金属のりん化合物カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるものいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質又は、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム未満 20キログラム未満 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 100キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
特殊引火物 第一石油類 引火性液体 アルコール類 第二石油類	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第11号から第14号までによるものとする。	同上	50リットル未満 非水溶性液体 200リットル未満 水溶性液体 400リットル未満 400リットル未満 非水溶性液体 1,000リットル未満 水溶性液体 2,000リットル未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。	
第五類・自己反応性物質	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもの」については、消防法別表第1備考第19号によるものとする。	同上	第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。	
第六類・腐食性液体	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状を示すものとする。 注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。 注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令第3備考各号に定める分類をいう。	同上	300キログラム未満 普通自動車及び四輪以上の小型自動車	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。	

5 腐食性を有する物質

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド 塩化スルフル	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満 400キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。

6 マッチ

項目	表 示 品 名	車両の種類	要 件	
			積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
 2 「車両の種類」は、道路運送車両法(昭和26年法律第183号)第3条に定めるところによる。
 3 別表第2の1~4の品名欄に掲げる物質で、1~4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
 4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。